

新潟市病児・病後児保育の送迎サービスについて

1. 病児・病後児保育について

病気（病児）や病気の回復期（病後児）にあるお子さんを対象に、保育園等での集団保育が困難で、仕事などの都合により家庭で保育できない保護者に代わって、保育士と看護師が医師と連携しながら一時的にお預かりする保育サービスです。

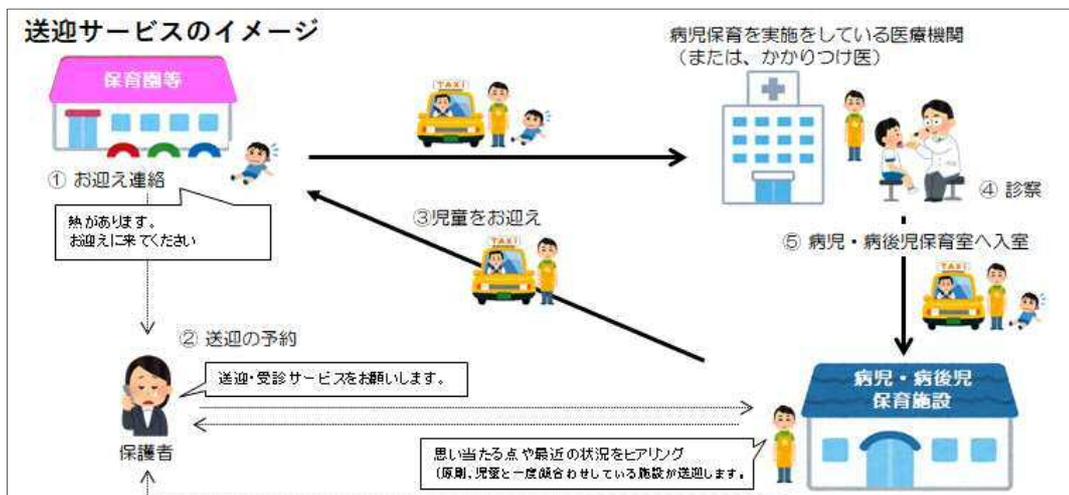
2. 送迎サービスについて（令和3年4月1日から新たに開始）

（1）概要

お子さんが保育中に体調不良となった場合に、どうしても迎えに行くことができない医療や福祉に従事する保護者などに対する緊急的な支援として、コロナ禍においても、保護者の就労と子育ての両立を支え、また、子育てのセーフティネットとして事業を安定的・継続的に行うため、国の交付金制度を活用して行うこととしたものです。

（2）運用

送迎サービスを利用するための登録時には、お子さん同伴による施設とのマッチングのための面談を要件とし、お子さんの心理的な負担が大きいことや、家族などからの応援が得られない場合にやむを得ず利用する緊急的なサービスであることを説明し、保護者から理解していただいた上で登録する運用としています。



3. 送迎サービス登録・利用者数（令和3年6月30日時点）

	累計	4月	5月	6月
登録者数	555人	383人	119人	53人
利用者数	9人	4人	3人	2人

※ 利用者（保護者）の職種：医師、教員、保育士など